

第27条 消費者としての障害者の保護(買い物や契約をする時に、障害のある人を守ること)
国と都道府県市町村は、障害のある人が消費者(買い物や契約をする人)として、お金を使うときに、損をしたり、だまされないようにしなければなりません。そのために、わかりやすい方法で情報を伝え、障害のある人がよいものを選べるように、必要な法律や制度をつくるなければなりません。

事業主(会社など)は、障害のある人が消費者としてお金を使うときに、損をしたり、だまされないように、わかりやすい方法で情報を伝えるように努力しなければなりません。

第28条 選挙等における配慮(選挙で投票しやすくすること)

国と都道府県市町村は、障害のある人が選挙で楽に投票できるようにするために、投票所をつかいややすくするなど、必要な法律や制度をつくるなければなりません。

第29条 司法手続における配慮等(裁判や捜査に必要な支援)

国と都道府県警察は、裁判や捜査のとき、障害のある人が自分の権利をしっかりと使える(弁護士を呼んだり、家族や友人、支援者に連絡することなど)ようにするために、障害のある人一人ひとりが自分のことを伝えたり、必要なことを伝えてもらったりする方法(手話やわざりやすいことば、支援者の付添など)を選べるようしなければなりません。そして、国と都道府県警察は、裁判官や警察官、検察官、刑務官などが研修を受けるなど、必要な法律や制度をつくるなければなりません。

第30条 国際協力(世界の人と協力しあうこと)

国は、障害のある人の自立と社会参加のために、外国の政府や国際連合(国連)、障害のある人の団体などと情報を交換し、必要な法律や制度をつくるように努力しなければなりません。



第3章 障害の原因となる傷病の予防に関する基本的施策 (障害のもとになることをなくすための法律や制度)

第31条 障害の原因となる傷病の予防に関する基本的施策 (障害のもとになることをなくすための法律や制度)

国と都道府県市町村は、障害のもとになるけがや病気を調べたり、研究をしなければなりません。また、けがや病気をふせぐために調べたり、研究をしなければなりません。難病(治すのが難しい特定の病気)に関する、障害のある人についての法律や制度をしっかりと進めるよう努力しなければなりません。